

令和7年7月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社MG C (法人番号: 7030001059134) 代表者 竹島 美香子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県入間郡三芳町竹間沢361-1 (東京営業所) 東京都清瀬市下清戸5-797-5
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第68条
(6) 違反行為の概要	令和7年5月28日及び令和7年5月30日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行管理補助者の届出義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第68条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社スマイルコーポレーション（法人番号：3030001067289） 代表者 馬場 由美子
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県越谷市レイクタウン1-18-19 (東京営業所) 東京都足立区六木1-10-2
(4) 行政処分等の内容	処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月12日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)点呼の記録義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第5項)、(2)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点 当該事業者の累積点数 9点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	西郡観光バス株式会社（法人番号：7013101004416） 代表者 山口 寿昭
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 東京都西多摩郡檜原村字本宿513 (昭島営業所) 東京都昭島市中神町3-7-21
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月20日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社グローバルジャパン（法人番号：8030001058564） 代表者 川村 照夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県川越市大字吉田1047 (本社営業所) 埼玉県入間郡毛呂山町大字市場字上西ヶ谷1038-4
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第7条の2第1項
(6) 違反行為の概要	令和6年11月12日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)点呼状況の録音及び録画記録義務違反(運輸規則第24条第6項)、(3)アルコール検査状況の写真記録義務違反(運輸規則第24条第7項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	TODOROKI TRAFFIC株式会社（法人番号：4030001000554） 代表者 和田 浩明
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県さいたま市見沼区大字深作944-1 (本社営業所) 埼玉県さいたま市見沼区大字深作944-1
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第45条
(6) 違反行為の概要	令和7年4月21日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)定期点検整備等の未実施(旅客自動車運送事業運輸規則第45条)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年7月23日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

埼玉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和7年7月23日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社東埼玉観光バス（法人番号：1030001031528） 代表者 内藤 秀夫
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 埼玉県幸手市大字上吉羽1064-4 (本社営業所) 埼玉県幸手市大字上吉羽1064-4
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年4月24日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)健康状態の把握義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第5項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(3)報告義務違反(道路運送法第94条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)